

介護保険料について

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い、介護を必要とする人々を社会全体で支え合う大切な制度です。

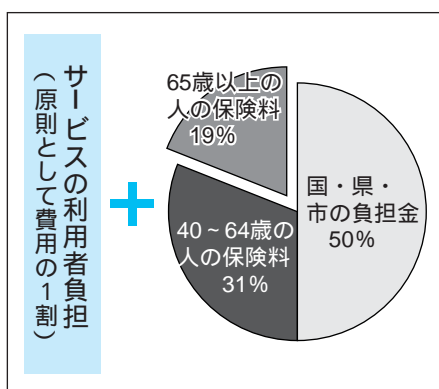
老後の安心のため、保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険に必要な財源は？

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めた保険料と、国・県・市の負担金等で運営されています。

市の介護サービスにかかる総額（利用者負担分を除く）の50%を公費（国・県・市の負担金）で賄い、残りの50%を40歳以上の被保険者が負担します。（図）

図 介護保険の財源



保険料の額と納め方は？

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方は、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（納付書による窓口納付と口座振替）の2種類に分かれています。なお、低所得の人に過重な負担とならないよう、保険料は負担能力に応じて6段階に分かれています。（図）



40～65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入する医療保険の計算方式により決められ、医療保険料（税）と合わせて医療保険者に支払っていただきます。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

特別徴収
老齢（退職）年金、遺族年金、障害

年金のいずれかが年額18万円以上の人、原則として特別徴収による納付となります。

なお、平成19年度中に65歳になった人や、転入した人などで、老齢（退職）年金等が年額18万円以上の人は、本年度中に納付方法が特別徴収に変更となります。（図）

すでに特別徴収で納めている人で、年度前半（4・6・8月）の保険料が仮決定している人は、6月に確定した年間保険料から仮徴収合計額を差し引き、残りの額が、後半（10・12・2月）の3回に分けて徴収されます。

なお、前半の仮徴収については、所得の状況等により、被保険者の負担が均等化されるよう金額が変更になる場合があります。

詳しくは、6月中旬に送付する介護保険料額決定通知書でご確認ください。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人や、年度当初（4月1日時点）で年金の支給決定がされていない人は、普通徴収の対象者です。6月中旬に納入通知書をお送りしますので、各納期限までに指定した納付場所でお納めください。

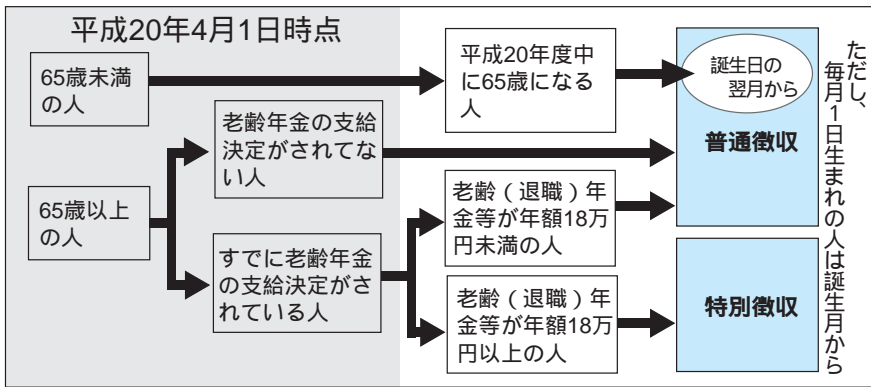
また、年金の差し止め（年金担保を含む）や、現況届の未提出などで年金の支給が停止した場合には、普通徴収に変更となります。

図 65歳以上の人の介護保険料（平成20年度）

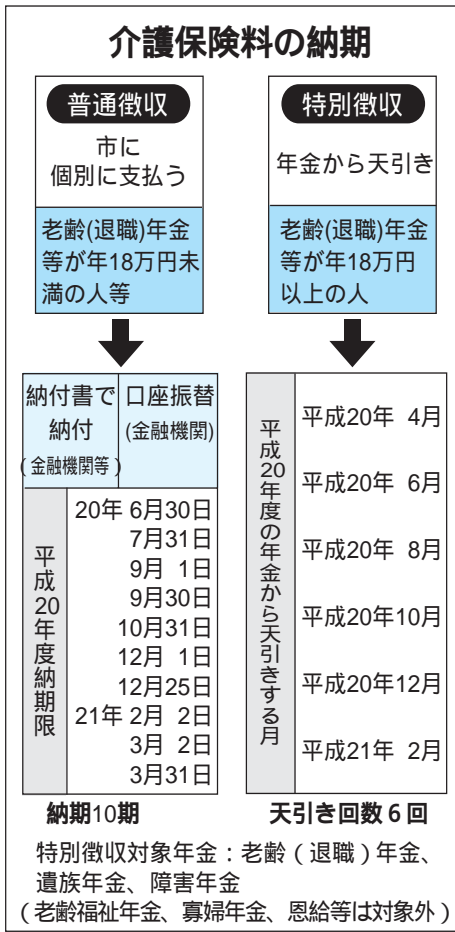
所得段階区分	基準額				割増	
	軽減		本人が市民税非課税の人		本人が市民税を納めている人	
	所得の低い人	本人が市民税非課税の人		本人が市民税を納めている人		
	保険料が軽減される人		基準額の人	割増保険料となる人		
	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者 で市民税非課税世帯	・世帯全員市民税非課税 ・前年の合計所得・課税 年金収入が80万円未満	・世帯全員市民税非課税 ・前年の合計所得・課税 年金収入が80万円以上	・本人市民税非課税者 ・世帯の誰かが市民税 課税者	・本人が市民税課税 者で合計所得金額 が200万円未満	・本人が市民税課税 者で合計所得金額 が200万円以上
	第1段階 (基準額×0.5)	第2段階 (基準額×0.5)	第3段階 (基準額×0.75)	第4段階 (基準額)	第5段階 (基準額×1.25)	第6段階 (基準額×1.5)
年額	24,600円	24,600円	36,900円	49,200円	61,500円	73,800円
月額	2,050円	2,050円	3,075円	4,100円	5,125円	6,150円

本年度は、税制改正による段階変更対象者について、激変緩和措置により右記以外の率で保険料が計算される場合があります。

図 平成20年度の介護保険料の納め方



- 【納付できる場所】
- ・ 山口銀行 ・ 西京銀行
 - ・ もみじ銀行 ・ 東山口信用金庫
 - ・ 周南農業協同組合
 - ・ 南すおう農業協同組合
 - ・ 中国労働金庫
 - ・ 山口県漁業協同組合
 - ・ ゆづちよ銀行(口座振替のみ可能)
 - ・ 市役所、支所および各出張所
 - ・ あいばーく光



普通徴収の人は、口座振替をご利用ください

納期のたびに金融機関等に行く手間が省け、指定された預貯金口座から自動的に払い込まれるため納め忘れがありません。申し込みは、あなたの預貯金口座のある金融機関窓口で手続きをしてください。

手続きに必要なもの
 預貯金口座振替依頼書(金融機関にあります)、介護保険料の納付書、預貯金通帳、通帳使用の印鑑

減免制度

所得段階区分が第3段階の人で、特に生計が困難な低所得の人について、次の要件に該当する場合、第2段階の金額まで介護保険料を軽減します。

要件

市民税非課税世帯であること

世帯の収入合計が1人世帯で80万円以下であること(2人以上の世帯の場合は、2人目から1人につき40万円を加算)

市民税課税の者に実態として扶養されていないこと

市民税課税の者と生計を共にしていないこと

住民票上で別世帯であっても、実態として同居の場合は、同一世帯とみなします。

手続き
 申請書および関係書類(申告書、調査のための同意書、医療保険証の写し、年金振込(改定)通知書の写し等)を介護保険係の窓口に出してください。原則として、申請月から10日以内の減免になります。

◎申請先・問合せ 介護保険課
 介護保険係(あいばーく光)
 ☎0833(74)3003

詳しくは、お問い合わせください。

介護保険施設に入所(入院)中の居住費・食費に係る負担額の軽減

介護保険施設に入所(入院)している人、ショートステイを利用している人については、居住費(滞在費)・食費は保険給付の対象外となりますが、本人および世帯全員が市民税非課税の場合は申請により負担額が軽減されますので、対象になる人は申請をしてください。

手続き
 介護保険施設に入所(入院)、ショートステイを利用するとき、または入所(入院)、ショートステイを利用する日が決まったときに、印鑑と介護保険被保険者証を持って、介護保険係に申請してください。

現在、介護保険負担限度額認定を受けている人は、6月末で有効期限が切れますので、新たに申請が必要です。6月中に申請書を送りしませので、6月末までに介護保険係の窓口に出してください。